

## 最高人民法院による特許登録権利確定行政事件の審理における法律適用の若干の問題に関する規定(一)

最高人民法院による特許登録権利確定行政事件の審理における法律適用の若干の問題に関する規定(一)は 2020 年 8 月 24 日に最高人民法院審判委員会第 1810 回会議を通過し、ここに公布する。2020 年 9 月 12 日より施行する。  
法釈[2020]8 号

最高人民法院 2020 年 9 月 10 日

参照サイト:<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-227631.html>

特許登録権利確定行政事件を正確に審理するために、「中華人民共和国特許法」、「中華人民共和国行政訴訟法」などの法律規定に基づき、裁判実務と結びつけて、本規定を制定する。

**第 1 条** 本規定でいう特許登録行政事件とは、特許出願人が国務院特許行政部門の下した特許復審請求の審査決定に不服のため、人民法院に訴訟を提起した事件をいう。

本規定でいう特許権利確定行政事件とは、特許権者或いは無効宣告請求人が国務院特許行政部門の下した特許無効宣告請求の審査決定に不服のため、人民法院に訴訟を提起した事件をいう。

本規定でいう被訴決定とは、国務院特許行政部門の下した特許復審請求の審査決定、特許無効宣告請求の審査決定をいう。

**第 2 条** 人民法院は技術分野に属する技術者(訳注:以下、当業者)がクレーム、明細書及び付属図面を読んだ後に理解した通常の意味により請求項の用語を定義しなければならない。請求項の用語は明細書及び付属図面に明確な定義或いは説明がある場合、その定義に従うものとする。

前項の規定に基づいても定義できない場合、当業者が通常採用する技術辞書、技術マニュアル、参考書、教科書、国家或いは業界技術標準などの定義と組合せることができる。

**第 3 条** 人民法院が特許権利確定行政事件において請求項の用語を定義するとき、特許権侵害民事事件で既に発効した判決で採用された特許権者の関連陳述を参照することができる。

**第 4 条** クレーム、明細書及び付属図面中の語法、文

字、数字、句読点、図形、記号などに明らかな誤りや曖昧があるが、当業者がクレーム、明細書及び付属図面を読み一意に解釈できる場合、人民法院は当該一意の解釈に基づき認定を下さなければならない。

**第 5 条** 当事者は特許出願人、特許権者が信義誠実の原則に違反すると証明する証拠を有し、明細書及び付属図面の具体的な実施形態、技術効果およびデータ、図表など関連する技術内容を歪曲、捏造するとともに、関連する請求項が特許法の規定に合致しないと主張する場合、人民法院はこれを支持しなければならない。

**第 6 条** 明細書に特定の技術内容が十分に開示されず、特許出願日に以下に掲げるいずれかの状況がある場合、人民法院は明細書及当該特定技術内容に関連する請求項は特許法第 26 条第 3 項の規定に合致しないと認定しなければならない:

(1) 請求項に限定される技術方案が実施できない場合;

(2) 請求項に限定される技術方案を実施しても、発明或いは実用新案で解決すべき技術的課題が解決できない場合;

(3) 請求項に限定される技術方案が発明或いは実用新案で解決すべき技術的課題を解決できることを確認するために過度の労働を払う必要がある場合。

当事者が単に明細書において特定の技術内容が十分に開示されていないことのみに基づいて、当該特定技術内容に関連する請求項は特許法第 26 条第 4 項の「クレームは明細書に基づかなければならない」という規定に合致すると主張する場合、人民法院はこれを支持しない。

**第 7 条** 当業者が明細書及び付属図面に基づき、請求

項に以下に掲げるいずれかががあると認める場合、人民法院は当該請求項が特許法第 26 条第 4 項の特許の保護範囲を明確に限定する規定に合致しないと認定しなければならない:

- (1) 限定される発明の主題の類型が明確でない;
- (2) 請求項の技術的特徴の意味が合理的に確定できない場合;
- (3) 技術的特徴の間に存在する明らかな矛盾があるとともに合理的に理解できない場合。

**第 8 条** 当業者が明細書及び付属図面を読んだ後、出願日において請求項に限定される技術案を得られない或いは合理的に概括できない場合、人民法院は当該請求項が特許法第 26 条第 4 項の「クレームは明細書に基づかなければならない」という規定に合致しないと認定しなければならない。

**第 9 条** 機能或いは効果により限定される技術的特徴とは、構造、組成、ステップ、条件などの技術的特徴或いは技術的特徴の間の関係など、また単に発明創造における機能或いは効果により限定される技術的特徴をいう、但し当業者が請求項を読むだけで、直接、明確に上記の機能或いは効果を実現する具体的実施形態を特定できるものを除く。

前項に規定する機能或いは効果により限定される技術的特徴について、クレーム、明細書及び付属図面は当該機能或いは効果を実現できるいかなる具体的な実施形態も開示していない場合、人民法院は明細書及び当該技術的特徴を有する請求項は特許法第 26 条第 3 項の規定に合致していないと認定しなければならない

**第 10 条** 医薬品特許の出願人、特許権者が出願日以降に実験データを提出し、当該データに依存して特許出願が特許法第 22 条第 3 項、第 26 条第 3 項などの規定に適合すると主張する場合、人民法院はこれを審査しなければならない。

**第 11 条** 当事者に実験データの真实性の論争が生じた場合、実験データを提出した一方の当事者は実験データの出所と作成過程を証明しなければならない。人民法院は実験責任者に出廷を通知し、実験材料、手順、条件、環境或いはパラメータ及び実験を完成した人員、機

構などについて説明を求めることができる。

**第 12 条** 人民法院は請求項に限定される技術方案の技術分野を確定する場合、主題名称など請求項のすべての内容、明細書の技術分野と技術背景の記載、及び当該技術方案が実現する機能と用途などを総合的に考慮しなければならない

**第 13 条** 明細書、付属図面に区別できる技術的特徴の請求項で限定される技術案において達成する技術的効果が明確に記載されていない場合、人民法院は当業技術分野での公知の常識、区別できる技術的特徴と請求項でのその他の技術的特徴との関係に基づき、区別できる技術的特徴が請求項で限定される技術案における作用などを組合せて、当業者が確定できる当該請求項が実際に解決する技術的課題を認定することができる。

被訴決定は請求項の実際に解決する技術的課題に対して認定していない或いは認定が誤っている場合、人民法院が法に基づき請求項の進歩性について下す認定に影響を及ぼさない。

**第 14 条** 人民法院は意匠特許製品に一般消費者が有する知識水準と認知能力を認定する場合、出願日当時の意匠特許製品の設計空間(訳者注:設計の自由度)を考慮しなければならない。設計の自由度が比較的大きい場合、人民法院は一般消費者が異なる意匠間の比較的小さい差異に通常容易に気づきにくいと認定することができ、設計の自由度が小さい場合、人民法院は一般消費者が異なる意匠間の比較的小さい差異に通常比較的気づきやすいと認定することができる。

前項でいう設計の自由度の認定について、人民法院は以下の要素を総合的に考慮することができる:

- (1) 製品の機能、用途;
- (2) 従来設計の全体的状況;
- (3) 常用設計;
- (4) 法律、行政法規での強制規定;
- (5) 国、業界での技術標準;
- (6) 考慮すべきその他の要因。

**第 15 条** 意匠の図面、写真に矛盾、欠落或いは不明瞭などの状況があり、一般消費者が図面、写真及び簡単な説明に基づき保護される意匠を特定できない場合、

人民法院はそれを特許法第 27 条第 2 項の「特許保護を求める製品の意匠を明確に示す」規定に合致しないと認定しなければならない。

**第 16 条** 人民法院は意匠が特許法第 23 条の規定に適合しているか否かを認定する場合、意匠の全体的視覚的效果を総合的に判断しなければならない。

特定の技術的機能を実現するために備えなければならない或いは限られた選択肢しかない設計の特徴である場合、意匠特許の視覚的效果の全体的観察と総合判断に大きな影響を及ぼさない。

**第 17 条** 意匠と同一或いは類似する種類の製品の一つの従来設計と比較し、全体的視覚的效果が同一或いはほんの局所的な微細な区別に属するなど実質的に同一の状況である場合、人民法院はそれを特許法第 23 条第 1 項に規定する「従来設計に属する」を構成すると認定しなければならない。

前項に規定する場合を除き、意匠が同一或いは類似する種類の製品の従来設計の一つと対比し、両社の区別が全体的視覚的效果に著しい影響を及ぼさない場合、人民法院は特許法第 23 条第 2 項に規定する「明らかな違い」がないと認定しなければならない。

人民法院は、意匠製品の用途に基づき、製品の種類が同じか或いは類似か否かを認定しなければならない。製品の用途を確定する場合、意匠の簡単な説明、意匠製品分類表、製品の機能及び製品の販売、実際の使用状況などの要素を参考にすることができる。

**第 18 条** 意匠特許と同一種類の製品に同日出願された別の一つの意匠特許と対比し、全体的視覚的效果が同一或いはほんの局所的な微細な区別に属するなど実質的に同一の状況である場合、人民法院は特許法第 9 条に規定する「同じ発明創造には一つの特許権しか付与されない」に合致しないと認定しなければならない。

**第 19 条** 意匠は出願日前に出願され、出願日以降に公告されるとともに、同一或いは類似する種類の製品に属する別の一つの意匠と対比し、全体的視覚的效果が同一或いはほんの局所的な微細な区別に属するなど実質的に同一の状況である場合、人民法院はそれを特許法第 23 条第 1 項に規定する「同じ意匠」と認定しなければ

ならない。

**第 20 条** 従来設計全体から与えられた設計の示唆に基づき、一般消費者が従来設計の設計特徴を転用、組合せ、或いは交換などの方法で、意匠特許の全体的な視覚的效果と同一或いはほんの局所的な微細な区別など実質的に同一の意匠が得られるとともに、独特な視覚的效果がない場合、人民法院は当該意匠特許と従来設計の特徴の組合せと対比して特許法第 23 条第 2 項に規定する「明確な区別」がないと認定しなければならない。

以下に掲げるいずれかがある場合、人民法院は前項でいう設計の示唆があると認定することができる：

- (1) 同一種類の製品の異なる部分の設計の特徴を組合せ或いは置換えた場合；
- (2) 従来設計で開示されている特定の種類の製品の設計の特徴を意匠特許製品に転用した場合；
- (3) 従来設計で開示されている異なる特定の種類の製品の意匠の特徴を組合せた場合
- (4) 従来設計の図案を直接或いはわずかに改変後意匠特許製品に使用した場合；
- (5) 単一の自然物の特徴を意匠特許製品に転用した場合；
- (6) 基本的な幾何形状を単純に採用、或いはわずかに変化させて得られた意匠の場合；
- (7) 一般消費者によく知られた建物、作品、標識の全部或いは部分を設計に使用した場合。

**第 21 条** 人民法院は本規定の第 20 条にいう「独特の視覚的效果」を認定するとき、以下に掲げる要素を総合的に考慮することができる：

- (1) 意匠特許製品の設計の自由度；
- (2) 製品種類の関連度；
- (3) 転用、組合せ、交換された設計の特徴の数と難易度；
- (4) 考慮すべきその他の要因。

**第 22 条** 特許法第 23 条第 3 項にいう「合法的権利」には、作品、商標、地理的標識、氏名、企業名称、肖像、及び一定の影響のある商品名称、包装、装飾などに享有される合法的権利或いは権益が含まれる。

**第 23 条** 当事者が特許復審、無効宣告請求の審査手続きでの以下に掲げる状況を行政訴訟法第 70 条第 3 項に規定する「法定手続き違反」に属すると主張する場合、人民法院はこれを支持しなければならない：

(1) 当事者が提出した理由と証拠に遺漏があるとともに、当事者の権利に実質的な影響が生じた場合；

(2) 法に基づき特許出願人、特許権者及び無効宣言請求人などが審査手続きに参加しなければならないことを通知せず、その権利に実質的な影響が生じた場合；

(3) 当事者に合議体の構成員を通知しないとともに、合議体構成員に法定忌避事由がありながらも忌避していない場合；

(4) 被訴決定がその不利な一方当事者に被訴決定の根拠となる理由、証拠及び認定事実について意見陳述の機会が与えられていない場合；

(5) 当事者が主張していない公知常識或いは常用設計を積極的に取り入れ、当事者の意見を聴取しないとともに当事者の権利に実質的な影響が生じた場合。

(6) その他法定手続きに違反し、当事者の権利に実質的な影響が生じた可能性がある場合。

**第 24 条** 被訴決定に以下に掲げるいずれかの情況がある場合、人民法院は行政訴訟法第 70 条の規定に基づき、部分的に取消す判決を下すことができる：

(1) 被訴決定にはクレームの一部の請求項の認定に誤りがあり、残りは正しい場合；

(2) 被訴決定には特許法第 31 条第 2 項に規定する「一つの意匠特許出願」の中の一部の意匠の認定に誤りがあり、残りは正しい場合；

(3) その他の判決の部分的取消ができる情況の場合。

**第 25 条** 被訴決定が当事者の主張する全ての無効理由と証拠にそれぞれすでに論評するとともに請求項の無効を宣告し、人民法院は被訴決定が当該請求項の無効を認定する理由がいずれも成立しないと判断した場合、審決の取消或いは部分的取消の決定を下さなければならない。被告は当該請求項に新たな審決を下すと見做される。

**第 26 条** 審査決定は直接に発効した判決に基づき新たに下されるとともに新たな事実と理由が入っていない場

合で、当事者が当該決定に訴訟を提起する場合、人民法院は法によりこれを受理しない。既に受理されている場合、法により起訴を却下する裁定を下すものとする。

**第 27 条** 被訴決定は事実の究明或いは法律の適用が確かに妥当でないが、但し特許登録権利確定の結論が正しい場合、人民法院は関連事実の究明及び法律の適用を是正し、原告の訴訟請求を却下することができる。

**第 28 条** 当事者が関連技術内容は公知の常識に属する或いは関連設計の特徴は常用設計に属すると主張する場合、人民法院はそれを証明する証拠の提出或いは説明することを求めることができる。

**第 29 条** 特許出願人、特許権者が特許登録権利確定行政事件において新たな証拠を提出し、特許出願が却下されるべきではない或いは特許権が有効に維持されるべきであることの証明に用いる場合、人民法院は通常これを審査しなければならない。

**第 30 条** 無効宣告請求人が特許権利確定行政事件で新たな証拠を提出した場合、人民法院は通常これを採用しないが、以下に掲げる証拠は除く：

(1) 無効宣告請求審査手続きで主張された公知の常識或いは常用設計を証明するためのもの；

(2) 当業者或いは一般消費者の知識水準と認知能力を証明するためのもの；

(3) 意匠特許製品の設計の自由度或いは従来設計の全体的状況を証明するためのもの；

(4) 特許無効宣告請求審査手続きで既に証拠の証明力があるものを補強するためのもの；

(5) その他当事者が訴訟で提供した証拠に反駁するためのもの。

**第 31 条** 人民法院は当事者に本規定第 29 条、第 30 条に規定する新たな証拠の提供を要求することができる。

当事者が人民法院に提供した証拠は特許復審、無効宣告請求の審査手続において法により提供を求められたが正当な理由なく提供されなかった場合、人民法院は通常これを採用しない。

**第 32 条** 本規定は 2020 年 9 月 12 日より施行する。

本規定の施行後、人民法院が審理する一審、二審の

事件に本規定を適用する。施行前に既に有効な判決が 下された事件には本規定の再審は適用しない。

注: 上記翻訳は参考までの仮訳であり当方が責任を負うものではありません、原文でご確認をお願いします。